

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第2号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育職給料表の適用範囲)</p> <p>第4条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(教育職給料表の適用範囲)</p> <p>第4条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 首席スポーツ振興専門員、上席スポーツ振興専門員、主査スポーツ振興専門員、主任スポーツ振興専門員及びスポーツ振興専門員（この項に掲げる職員から当該首席スポーツ振興専門員、上席スポーツ振興専門員、主査スポーツ振興専門員、主任スポーツ振興専門員又はスポーツ振興専門員となった者に限る。）</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 首席スポーツ振興専門員、上席スポーツ振興専門員、主査スポーツ振興専門員、主任スポーツ振興専門員及びスポーツ振興専門員（この項に掲げる職員又は次条第1項の職員から当該首席スポーツ振興専門員、上席スポーツ振興専門員、主査スポーツ振興専門員、主任スポーツ振興専門員又はスポーツ振興専門員となった者に限る。）</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。